

「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成26年6月23日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第24条 (省 略)</p> <p>第25条 (解 約) (省 略)</p> <p>2 (省 略) (1)～(9) (省 略) (新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年4月28日</p>	<p>第1条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (解 約) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (1)～(9) (現行どおり) <u>(10) 乙が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると乙が判断した場合または甲が本取引を利用することが不適当であると乙が判断したとき。不適切な取引とは、次に掲げる取引を行うことにより、他の顧客、乙のシステムまたはカバー取引等に悪影響を及ぼす行為等をいい、甲が不適切な取引を行ったと乙が判断した場合、乙は、当該甲の不適切な取引を取消することができるものとする。</u></p> <p><u>①自動売買プログラム等を使用していると思われる取引</u></p> <p><u>②流動性の低い時間帯における多額の取引</u></p> <p><u>③指標発表時の価格の歪み等を狙って行う取引</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年6月23日</p>